



令和5年度

利用案内

(蛇田小学校区外児童向け)



蛇田地区放課後児童クラブうーるーオプション利用案内
(令和5年4月1日～令和6年3月31日)



<A>オプション利用について

01.	オプション利用とは	3
02.	入所要件	3
03.	開設時間	3
04.	閉設日	4
05.	利用料について	4
06.	募集期間について	4
07.	申請方法について	5
08.	連絡方法について	5
09.	非常時の対応	6
10.	保険について	6
11.	オプション利用決定の取り消し	6
12.	オプション利用登録の変更手続き	6
13.	オプション利用登録終了について	7
14.	オプション利用の休止について	7
15.	オプション利用の登録期間	7
16.	利用登録の更新	7
17.	各種サービス登録について	8
18.	その他	8

オプションの説明(利用内容、利用料、注意すべき点など)

01.	通年利用	9～12
02.	十七時利用	13～15
03.	土曜利用(土曜利用登録)	16～18
04.	一時利用(一時利用登録)	19～21

<C>付録

01.	コードモンについて	22
02.	エンペイについて	23

1. 蛇田地区放課後児童クラブうーるーとは

蛇田地区放課後児童クラブうーるーは、特定非営利活動法人乳幼児保育園ミルク(以下、「当法人」という。)が運営する放課後児童クラブです。放課後児童クラブは、小学生の保護者が就労等により日中家庭にいない児童を対象に、大人の見守りのもとで安心して遊びや学び、生活の場を与えることを目的としています。当法人では、7つの支援単位(蛇田地区第一から第七)を石巻市から運営の委託をうけており、蛇田地区放課後児童クラブうーるー一では蛇田地区第三から第七までの児童が活動しています。

委託事業に加え、最大19時までの利用や土曜日の利用、通年利用、十七時利用などの民間事業も実施します。その民間事業部分を『オプション利用』としています。

2. 運営

運営主体: 特定非営利活動法人 乳幼児保育園ミルク

施設名称: 蛇田地区放課後児童クラブうーるー一

住所: 石巻市蛇田字新丸井戸28-1

電話: 0225-98-5631

FAX: 0225-98-8561



3. 令和5年度放課後児童健全育成事業計画

【育成支援理念】

「1日の積み重ねをしっかりと」

【基本方針】

- (1) 児童が地域に住んでいる大人の見守りのもとで健やかな成長を図る
- (2) 児童の遊びへの意欲を促し、積極的な活動の情勢を図る
- (3) 異年齢の児童との活動を通して自主性、社会性、創造性を培う
- (4) 日常生活の延長線上として生活でき、基本的な生活習慣を習得する

【指導方針】

- (1) 放課後児童クラブの仲間に対して、思いやる気持ちを持てるようにする
- (2) 生活リズムをつくり、計画的に過ごせるようにする
- (3) 放課後児童クラブでの遊びを1人ひとり計画して遊びを選ぶことで自主性・社会性を育てる

【令和5年度放課後児童クラブ目標】

《 自分で考えて選ぶことで生きる力を育む 》

- (1) 「危ない」が分かるように指導し、児童の危険を予測する能力を育てる
- (2) 児童や保護者とのコミュニケーションを大切にして、信頼関係を深める

1 オプション利用とは

蛇田地区放課後児童クラブうー一では、最大 19 時までの利用や土曜日の利用などをオプションとして利用することができます。石巻市で運営する(または委託をして運営する)放課後児童クラブとは異なりますのでご理解のうえ、申し込みをお願いします。

02 入級要件

利用条件	(1) <u>石巻市の小学校に在学する児童</u> であること。
	(2) 放課後児童クラブでの集団生活に適応できると認められる児童であること
	(3) 放課後児童クラブ利用者負担金に未納がないこと。
	(4) <u>両親</u> が表1のような事情がある場合で児童の保育が出来ない場合

表1

(1)	家庭外就労	児童の両親(保護者)が昼間家庭の外で仕事をしており、その児童の保育ができない場合
(2)	家庭内就労	児童の両親(保護者)が昼間家庭で児童と離れて日常の家事以外の仕事をしており、児童の保育ができない場合
(3)	病気・母親の出産等	母親の出産前後(前後2か月)、病気、負傷、又は心身に傷害があり、その児童の保育ができない場合
(4)	病人の看護等	家庭に長期にわたる病人や心身に傷害のある人がいるため、親(保護者)が常にその看護や介護にあたっており、その児童の保育ができない場合
(5)	家庭の災害	火災や風水害、地震などの災害により家屋を失う、あるいは破損したため、その復旧の間、その児童の保育ができない場合
(6)	その他	上記に類する状態にあると施設長が認める場合

※ 申請については、オプションの説明ページをご確認ください。

03 開所時間(児童クラブが開所している時間)

(1)	学校登校日(月曜日から金曜日)	10時00分から19時00分まで
(2)	長期休業日等学校休業日(月曜日から金曜日)	7時30分から19時00分まで
(3)	土曜日	7時30分から19時00分まで

※ 利用方法によって、利用できる日時が異なります。ご注意ください。

04. 閉設日

- (1) 日曜日、祝日
- (2) 年末年始(12月29日～翌年1月3日)
- (3) 気象状況や災害等により危険が予測される場合、または感染症の流行等により学級閉鎖や休校等になった場合は、臨時で閉設とする場合があります。

05. 利用料について

利用料については、各オプションで利用料金が異なりますので、オプションの説明ページをご確認ください。利用料のお支払い方法については、集金・決済サービス「enpay(エンペイ)」による、LINE を活用したキャッシュレス決済となります。

- (1) 月額精算 利用しようとする月の5日に利用料を請求し、10日までに支払い
- (2) 日額精算 月末締め(1日から末日まで)
利用した月の翌月の5日に利用料を請求し、10日までに支払い
- (3) 年額精算 オプション利用の初回請求時に合わせて請求、支払い

※ 現金でのお支払いを希望する場合はコンビニでの支払いも可能です。

※ オプション利用には、減額・免除はありません。

06. 募集期間について

募集	募集期間	審査結果通知
1次募集	令和5年 1月23日(月) ～ 令和5年 2月15日(水)	令和5年2月下旬
2次募集	令和5年 2月16日(木) ～ 令和5年 2月28日(火)	令和5年3月上旬
3次募集	令和5年 3月 1日(水) ～	順次通知 (おおよそ1ヶ月程度)

児童の募集については定員に空きがある場合について行います。なお、定員に空きが出た場合は、ホームページで再度募集を行います。

年度途中からの利用も可能です。



07. 申請方法について

- (1) 申請書 申請書の配布場所は次のとおりです。
配布場所 ① 蛇田地区放課後児童クラブうーる一事務室
② 当施設ホームページにてダウンロード
- (2) 受付場所 申請書の受付は次のとおりです。(受付 平日午前 10 時から午後6時まで)
蛇田地区放課後児童クラブうーる一

- (3) 入級関係 以下の書類は入所申請の際、必ず提出が必要となります。

書類の名称		内容と注意事項
①	オプション利用申請書	申請児童1名につき、1枚

以下の書類は利用方法ごとに必要となる書類です。

- (3) 入級関係
書類一覧

書類の名称		必要となるオプション利用
②	土曜利用登録申請書	土曜利用
③	通年利用申請書	通年利用
④	十七時利用申請書	十七時利用
⑤	一時利用登録申請書	一時利用
⑥	送迎利用申請書	通年利用、十七時利用、一時利用

以下の書類は児童クラブを利用する必要性を証明する書類です。石巻市役所と同様の書式です。

書類の名称		内容
⑧	就労証明書	外勤・自営業
⑨	就労証明書遅延申立書	就労証明書が遅れる場合に提出する書類です。
⑩	就労外要件申立書	就労以外の理由で放課後児童クラブを利用申請する書類です。

⑩は要件ごとに添付書類が必要となりますので、事務室まで確認ください。

08. 連絡方法について

当施設では、保護者の方の利便性や保育・教育の質向上のためにコドモンを導入しています。コドモンの保護者アプリでは、出欠連絡、連絡帳、お便りの受け取りなどを行うことができます。

施設側から保護者へ：一斉メール、連絡帳からの連絡、お便りの配布など

保護者から施設側へ：出欠連絡、連絡帳からの連絡など



09. 非常時の対応

当施設で支援中に災害等が発生した場合、原則施設内において安全を確保しますが、施設内が危険であると判断した場合には、児童の安全確保を最優先とし、避難所である蛇田小学校体育館に避難・誘導するなどの対応をします。災害により交通機関が機能しなくなるなど、お迎えが遅くなる場合は、保護者のお迎えがあるまでお預かりします。

突発的な災害等により、学校の下校時間が早まった場合については、状況に応じて対応していきますので、アプリにて保護者に連絡いたします。

児童の帰宅時及び外出時に気象状況や災害等により危険と判断される場合には、保護者に電話連絡を行い、徒歩での帰宅をさせずに、早めのお迎えをお願いすることがあります。

10. 保険について

当施設として東京海上日動火災保険株式会社の留守家庭児童団体傷害保険等に加入しています。石巻市の放課後児童健全育成事業で加入する保険と別でかけることとなります。

11. オプション利用(決定)の取り消し

次の事項に該当する場合は、利用(決定)を取り消すことがあります。

- (1) 対象児童として要件を満たさなくなったとき
- (2) 児童が集団生活に適さないと認めるとき、または放課後児童クラブの運営上支障があると認めるとき
- (3) 利用申請書類等の内容や就労証明書の内容に虚偽があったことが判明したとき
- (4) 利用料金の未払いが2ヶ月間続いたとき
- (5) その他、施設長が取り消しを必要だと判断したとき

(1)を除く理由で取り消しがあった場合、その年度内について利用出来ません。

12. オプション利用登録の変更手続き(申請者の住所の変更や仕事が変わったなども含む)

提出された利用登録申請の内容に変更が生じた場合は、「オプション利用変更届」に記入し、速やかに当施設の事務室まで提出をお願いします。

新たにオプションを利用したい場合は、利用を希望する利用申請書を提出してください。

オプションの内容を変更したい場合は、「オプション利用変更届」を提出してください。

オプションの内容については変更しようとする月の前月までに提出すること。

13. オプション利用の登録終了について

オプション利用の利用が必要なくなり、登録を終了とする場合は登録を終了しようとする月の20日までに当施設事務室まで「オプション利用登録終了届」(以下、「終了届」という)をご提出ください。終了届の用紙は事務室にありますので、職員にお声がけください。

- (1) 原則として、終了届記載の終了年月日を利用最終日とする。
- (2) 月途中の登録終了でも料金を日割りしての返金は致しません。また、終了届が提出されていない場合は、次月度に1度も利用がない場合でも請求いたします。
- (3) 転校する場合も終了届をご提出ください。

14. オプション利用の休止について

利用予定が1ヶ月以上ない場合については、職員と相談して休止届を提出するようご協力をお願いします。

- (1) 原則として、休止届記載の休止期間について休止とする。
- (2) 月途中の登録終了でも料金を日割りしての返金は致しません。また、休止届が提出されていない場合は、次月度に1度も利用がない場合でも請求いたします。
- (3) 休止期間を終えて連絡のない場合は、登録終了といたします。

15. オプション利用の登録期間

オプション利用の登録期間は、毎年4月1日(利用決定日が4月1日以降であれば利用決定日とする)から翌年の3月31日までとなります。

16. 利用登録の更新

次年度も継続して利用したい場合は改めて申請が必要となります。



17. 各種サービス登録について

当施設では、保護者の方の利便性や保育・教育の質向上、事務業務の効率化の観点から次のサービスを導入しております。

- (1) CODMON(コドモン) … 「コドモンについて」をご参照ください。
 - ① 連絡 児童クラブへの欠席・遅刻・お迎え・その他の連絡のやりとりができる。
 - ② お知らせの受信 児童クラブから各種連絡事項をタイムライン形式で確認できる。
 - ③ 入退室履歴の確認 システムを利用して打刻した入退室時刻の履歴を確認できる。
 - ④ 請求情報 利用料や延長料金など施設からの請求情報を確認できる。
- (2) enpay(エンペイ) … 「エンペイについて」を参照ください。
集金・決済サービス

18. その他

- (1) 当施設は、物品販売や宗教活動を行う場所ではない旨ご理解をお願いします。
- (2) 利用者が気持ちよく利用するために、アンケートや話し合いなどを設ける場合があります。皆様のご協力とご理解をお願いします。
- (3) トラブルを防ぐため、必ず書面にて手続きをお願いします。口頭での約束については職員間でもしないよう共有いたしますので、書面を事務室までご提出をお願いします。

※ オプション利用のしおりの内容については、必要に応じて変更する場合があります。

利用料金の変更や利用対象の変更があった場合は、ホームページにてお知らせいたします。



通年利用

1. 通年利用とは

通年利用とは、平日(月曜日から金曜日まで)の利用を希望する方を対象とした利用方法です。当施設は蛇田小学校区であるため、蛇田小学校に通学する児童を除く児童は学区外となります。徒歩での来所が出来ませんので送迎利用を合わせてご利用ください。

2. 入級対象児童

- (1) 石巻市の小学校に通学する児童であること
- (2) 放課後児童クラブでの集団生活に適応できると認められること
- (3) 放課後児童クラブ利用者負担金に未納がないこと
- (4) 両親が表1の利用基準のいずれかのような事情がある場合で児童の保育が出来ない場合

※ 表1の利用基準は2ページに記載してあります。

3. 利用時間等

(1) 利用できる日及び利用時間

利用出来る日	学校登校日	長期休業等学校休業日
平日(月曜日から金曜日)	放課後～18:00	8:00～18:00
延長開設時間	18:00～19:00	7:30～8:00 / 18:00～19:00

※ 長期休業期間中の利用は別途申請が必要になります。

(2) 閉設日

- ① 土曜日
- ② 日曜日
- ③ 祝日
- ④ 12月29日から翌年1月3日までの期間

(3) その他

- ① 台風等で学校の登校時間が遅れたり、休校になったりした場合は、都度利用者にコドモンの一斉メール機能で連絡いたします。
- ② 感染症等で学年・学級閉鎖等になった場合は、二次感染を防ぐために利用はご控え下さい。

4. 利用料

(1) 利用料

通年利用料(月額)

1年生から4年生 放課後～18:00	5年生～6年生 放課後～18:00
8,000 円	6,000 円

(2) 平日延長
利用料

平日延長利用料(月額)

夕A(18:01～18:30)	夕B(18:01～19:00)
2,000 円	4,000 円

平日延長利用料(日額)

夕1(18:01～18:30)	夕2(18:31～19:00)	朝(7:30～8:00)
150 円	150 円	150 円

※ 朝の延長利用については、学校休業日にのみ利用できます。

(3) 送迎料

送迎利用料(月額)

通年利用者のみ
3,000 円

(4) 通年長期休業
利用料

通年長期休業利用料(1期あたり) ※通年利用者のみ

春学年始	夏	冬	春学年末
1,500 円	6,000 円	1,500 円	1,500 円

※ 午前のみまたは、午後から利用する場合も同様に通年長期休業利用料が発生します。

(5) 保険料

年額 2,500 円

必ず加入いただきます。

(6) 支払いの方法

通年利用料、平日延長利用料(月額)、送迎料

利用しようとする月の5日に利用料を請求し、10日までに支払い

平日延長利用料(日額)

月末締め(1日から末日まで)

利用した月の翌月の5日に利用料を請求し、10日までに支払い

(6) 支払いの方法 **通年長期休業利用料**

利用しようとする長期休業の初日の翌月の請求に加算して請求する。

保険料

初回の請求に合わせて請求します。

利用料の支払い方法について

利用料の支払いはエンペイを活用したキャッシュレス決済で行います。詳しくは「エンペイについて」をご確認ください。

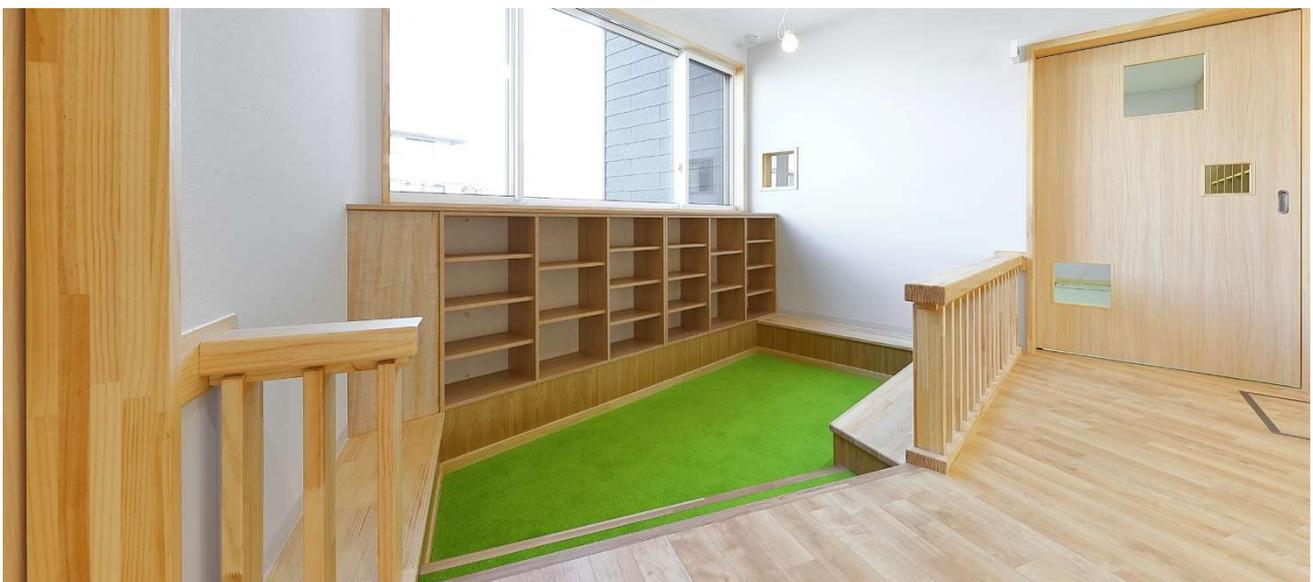
5. 利用方法

<p>(1) 通年利用申請</p>	<p>まずは次の書類を<u>蛇田地区放課後児童クラブうーる一事務室</u>に届け出て、通年利用登録を行います。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) オプション利用申請書(2) 通年利用申請書(3) 就労証明書(4) 就労証明書遅延申立書(5) 就労外要件申立書(6) 送迎利用申請書 ※ 希望する方のみ
<p>(2) 登録決定</p>	<p>登録が決定すると次の書類が送付されますのでそれぞれ手続きします。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) コドモン登録案内(2) エンペイ登録案内(3) 児童票
<p>(3) 利用申請の注意点</p>	<ul style="list-style-type: none">① 定員に達している場合は、お断りさせていただきます。 (送迎の利用が難しい場合もお断りいたします。)② 通年利用は、<u>土曜日の利用は出来ません</u>。土曜利用への申し込みが必要になります。詳しくは土曜利用のページを確認ください。③ 延長利用の希望がなくても<u>延長利用時間(朝(7:30~7:59)、夕1(18:01~18:30)、夕2(18:31~19:00))</u>に利用すると<u>自動で日額の料金が発生します</u>。④ 延長利用の発生は「18時01分」からとなります。 ※ 朝については、「7時59分」までとなります。

(3) 利用申請の注意点	<p>⑤ 利用申請によるキャンセル料はありません。</p> <p>⑥ 延長利用料(日額)の請求金額の決定は、コドモンでの入退室管理を基準に算定します。</p> <p>⑦ 延長利用利用(月額)夕Aを申請して、18時31分を超えて利用した場合は延長利用(日額)夕2(18:31～19:00)の日額150円を請求いたします。</p>
--------------	---

6. 通年利用の留意事項

- (1) 届出書類の内容について変更が生じた場合には、速やかに申し出てください。
- (2) 当施設を利用する旨を必ず、小学校担任の先生にご連絡してください。引き渡しが出来ず、施設の利用が出来ない場合があります。
- (3) 1回目の利用前に職員と顔合わせを行います。受け入れをスムーズに行うために必要になりますので、ご協力をお願いします。
- (4) 蛇田小学校以外に通学する児童は、徒歩での来所が出来ません。送迎を合わせてご利用ください。申し込み時に確認をいたします。
- (5) 月の初めに通年利用料等を請求いたします。利用を予定していない場合は前の月に休止届を提出してください。利用実績がない場合でも利用料の返金はありません。
- (6) 延長利用時の人数を鑑みて他クラブとの合同活動を行います。
- (7) 長期休業利用については、施設側から都度確認を致します。
- (8) 通年利用は、石巻市で実施及び運営する放課後児童健全育成事業ではありません。



十七時利用

1. 十七時利用とは

十七時利用とは、平日（月曜日から金曜日まで）の17時00分から19時00分までの時間を利用する方法です。公設の児童クラブを利用しているが19時00分まで利用したい人向けの利用方法となります。なお、当施設の職員が利用している児童クラブへお迎えに行きます。

2. 入級対象児童

- (1) 石巻市の小学校に通学する児童であること
- (2) 放課後児童クラブでの集団生活に適応できると認められること
- (3) 放課後児童クラブ利用者負担金に未納がないこと
- (4) 両親が表1の利用基準のいずれかのような事情がある場合で児童の保育が出来ない場合

※ 表1の利用基準は2ページに記載してあります。

3. 利用時間等

(1) 利用できる日及び利用時間

利用出来る日	学校登校日	長期休業等学校休業日
平日（月曜日から金曜日）	17:00～19:00	17:00～19:00

(2) 閉所日

- ① 土曜日
- ② 日曜日
- ③ 祝日
- ④ 12月29日から翌年1月3日までの期間

(3) その他

- ① 台風等で学校の登校時間が遅れたり、休校になったりした場合は、都度利用者にコドモンの一斉メール機能で連絡いたします。
- ② 感染症等で学年・学級閉鎖等になった場合は、二次感染を防ぐために利用はご控え下さい。

4. 利用料

(1) 利用料

十七時利用料(月額)

午後(17:00~19:00)
6,000 円

※ 送迎利用と延長利用(18:01~19:00)込みの利用料となります。

(2) 保険料

年額 2,500 円

必ず加入いただきます。

(3) 支払いの方法

十七時利用料

利用しようとする月の5日に利用料を請求し、10日までに支払い

保険料

初回の請求に合わせて請求します。

利用料の支払い方法について

利用料の支払いはエンペイを活用したキャッシュレス決済で行います。詳しくは「エンペイについて」をご確認ください。

5. 利用方法

(1)	十七時 利用申請	まずは次の書類を <u>蛇田地区放課後児童クラブうーる一事務室</u> に届け出て、 十七時利用申請を行います。 (1) オプション利用申請書 (2) 十七時利用申請書 (3) 就労証明書 (4) 就労証明書遅延申立書 (5) 就労外要件申立書 (6) 送迎利用申請書
(2)	登録決定	登録が決定すると次の書類が送付されますのでそれぞれ手続きします。 (1) コドモン登録案内 (2) エンペイ登録案内 (3) 児童票
(3)	利用申請 の注意点	① 定員に達している場合や送迎に都合がつかない場合は、お断りさせていただきます。

(3) 利用申請の注意点		<p>② 十七時利用は、<u>土曜日の利用は出来ません。</u> 土曜利用への申し込みが必要になります。詳しくは土曜利用のページを確認ください。</p> <p>③ 十七時利用料(月額)は、送迎利用料(月額)と延長利用料(月額)夕B(18:01～19:00)を含みます。</p>
--------------	--	--

6. 十七時利用の留意事項

- (1) 届出書類の内容について変更が生じた場合には、速やかに申し出てください。
- (2) 当施設を利用する旨を必ず、小学校担任の先生、利用する児童クラブの職員にご連絡してください。引き渡しが出来ず、施設の利用が出来ない場合があります。
- (3) 1回目の利用前に職員と顔合わせを行います。受け入れをスムーズに行うために必要になりますので、ご協力をお願いします。
- (4) お迎え先の児童クラブが何らかの利用でお休みとなり、当施設を利用したい場合は一時利用をご利用ください。なお、延長利用夕Bの時間帯も利用できることとします。
- (5) 利用を予定していない場合は前の月に休止届を提出してください。利用実績がない場合でも請求いたします。利用料の返金はいりません。
- (6) 十七時利用での徒歩での来所は出来ません。
- (7) 送迎の状況により、17時00分前に到着したり、遅れたりします。
- (8) 人数を鑑みて他クラブとの合同活動を行います。



土曜利用

1. 土曜利用とは

土曜利用とは、児童クラブを土曜日に利用する方法です。

2. 入級対象児童

- (1) 石巻市の小学校に通学する児童であること
- (2) 放課後児童クラブでの集団生活に適応できると認められること
- (3) 放課後児童クラブ利用者負担金に未納がないこと
- (4) 両親が表1の利用基準のいずれかのような事情がある場合で児童の保育が出来ない場合

※ 表1の利用基準は2ページに記載してあります。

3. 利用時間等

- (1) 利用できる日及び利用時間

利用出来る日	利用時間 ()内は延長
土曜日	(7:30~)8:00~18:00(~19:00)

- (2) その他

- ① 台風等で開設することが危険と判断される場合は、都度利用者にコドモの一斉メール機能で連絡いたします。
- ② 感染症等で学年・学級閉鎖等になった場合は、二次感染を防ぐために利用はご控え下さい。



4. 利用料

(1) 利用料

土曜利用料(月額)

1日(8:00~18:00)
4,000円

土曜延長利用料(月額)

朝(7:30~7:59)	夕A(18:01~18:30)	夕B(18:01~19:00)
500円	500円	1,000円

土曜延長利用料(日額)

朝(7:30~7:59)	夕1(18:01~18:30)	夕2(18:31~19:00)
300円	300円	300円

(2) 保険料

土曜利用者は必ず加入いただきます。年額 2,500円

(3) 支払いの方法

土曜利用料(月額)、土曜延長利用料(月額)

利用しようとする月の5日に利用料を請求し、10日までに支払い

土曜延長利用料(日額)

月末締め(1日から末日まで)

利用した月の翌月の5日に利用料を請求し、10日までに支払い

保険料

初回の請求に合わせて請求します。

利用料の支払い方法について

利用料の支払いはエンペイを活用したキャッシュレス決済で行います。詳しくは「エンペイについて」をご確認ください。



5. 利用方法

(1)	土曜利用登録	<p>まずは次の書類を<u>蛇田地区放課後児童クラブうーる一事務室</u>に届け出て、土曜利用登録を行います。</p> <p>(1) オプション利用申請書 (2) 土曜利用登録申請書 (3) 就業証明書 (4) 就労証明書遅延申立書 (5) 就労外要件申立書</p> <p>※すでにオプション利用申請をしている場合は(2)のみ届け出。</p>
(2)	登録決定	<p>登録が決定すると次の書類が送付されますのでそれぞれ手続きします。</p> <p>(1) コドモン登録案内 (2) エンペイ登録案内 (3) 児童票</p> <p>※すでにオプション利用申請をしている場合は届きません。(4)へ</p>
(3)	利用開始前	<p>「コドモンの登録」、「エンペイの登録」、「児童票」の提出が施設側で確認されると始めて利用を申請出来ます。</p>
(4)	利用申請の注意点	<p>① 土曜利用(月額)の利用者は、アプリにて利用しない日の欠席申請をお願いします。</p>

6. 土曜利用の留意事項

- (1) 届出書類の内容について変更が生じた場合には、速やかに申し出てください。
- (2) 時間帯によっては、人数を鑑みて他クラブと合同で活動を行います。
- (3) 12時00分から12時30分までお昼を食べます。その時間に利用予定のある児童は必ずお弁当と飲み物を持参ください。
- (4) 土曜延長利用料(日額)の請求金額の決定は、コドモンでの入退室管理を基準に算定します。
- (5) 延長利用料の発生は「18時01分」からとなります。
※ 朝については、「7時59分」までとなります。
- (6) 市役所の要望により、土曜日を開所する場合は、土曜利用は原則利用出来ません。

一時利用

1. 一時利用とは

一時利用とは、小学校に就学している児童で、その保護者が家庭での保育が困難となる場合等に利用する方法です。事前に一時利用登録を行う必要がありますのでご注意ください。

2. 入級対象児童

- (1) 石巻市の小学校に通学する児童であること
- (2) 放課後児童クラブでの集団生活に適応できると認められること
- (3) 放課後児童クラブ利用者負担金に未納がないこと
- (4) 両親が表1の利用基準のいずれかのような事情がある場合で児童の保育が出来ない場合

※ 表1の利用基準は2ページに記載してあります。

3. 利用時間等

- (1) 利用できる日及び利用時間

利用出来る日	学校登校日	長期休業等学校休業日
月曜日から土曜日	放課後～18:00	8:00～18:00

- (2) 閉設日

- ① 日曜日
- ② 祝日
- ③ 12月29日から翌年1月3日までの期間

- (3) その他

- ① 台風等で学校の登校時間が遅れたり、休校になったりした場合は、都度利用者にコドモンの一斉メール機能で連絡いたします。
- ② 感染症等で学年・学級閉鎖等になった場合は、二次感染を防ぐために利用はご控え下さい。



4. 利用料

(1) 利用料

利用時間(8:00~18:00)

30分利用ごとに 150 円 最大料金 1,500 円

(2) 送迎料

送迎利用料(日額) ※ 利用にあつては事前に要相談

一時利用者のみ

300 円

(2) 保険料

一時利用者は必ず加入いただきます。年額 2,500 円

(3) 支払いの方法

一時利用料、送迎利用料(日額)

月末締め(1日から末日まで)

利用した月の翌月の5日に利用料を請求し、10日までに支払い

保険料

初回の請求に合わせて請求します。

利用料の支払い方法について

利用料の支払いはエンペイを活用したキャッシュレス決済で行います。詳しくは「エンペイについて」をご確認ください。

5. 利用方法

(1)	一時利用登録	<p>まずは次の書類を<u>蛇田地区放課後児童クラブうーる一事務室</u>に届け出て、一時利用登録を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) オプション利用申請書 (2) 一時利用登録申請書 (3) 就業証明書 (4) 就労証明書遅延申立書 (5) 就労外要件申立書 <p>※すでにオプション利用申請をしている場合は(2)のみ届け出。</p>
(2)	登録決定	<p>登録が決定すると次の書類が送付されますのでそれぞれ手続きします。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) コドモン登録案内 (2) エンペイ登録案内 (3) 児童票 <p>※すでにオプション利用申請をしている場合は届きません。(4)へ</p>

(3)	利用開始前	「コドモンの登録」、「エンペイの登録」、「児童票」の提出が施設側で確認されると始めて利用を申請出来ます。
(4)	利用申請 (平日)	利用を申請したい場合は <u>利用を希望する7日前までに必ず電話での連絡で空きがあるか確認</u> をしてください。
(5)	利用申請 (土曜日)	利用を申請したい場合は <u>利用を希望する7日前までにコドモンでの利用申請</u> をしてください。7日を過ぎた場合については、 <u>必ず電話にて事務室まで連絡</u> ください。 <u>空きがあれば利用出来ます。</u>
(6)	利用申請 の注意点	<p>① <u>一時利用は、児童クラブに空きがある場合に利用が出来ます。</u> 空気がない場合には利用出来ませんので予めご理解ください。利用希望日までに空気が出た場合については、施設側から利用希望の確認のお電話をいたします。</p> <p>② 一時利用登録では、<u>延長利用(朝(7:30～7:59)、夕1(18:01～18:30)、夕2(18:31～19:00))は原則利用出来ません。</u></p>

6. 一時利用の留意事項

- (1) 届出書類の内容について変更が生じた場合には、速やかに申し出てください。
- (2) 学校登校日に利用する当日には小学校担任に蛇田地区放課後児童クラブうーるーを利用する旨を必ず連絡してください。
- (3) 1回目の利用前に職員と顔合わせを行います。 受け入れをスムーズに行うために必要になりますので、ご協力をお願いします。
- (4) 送迎が必要となる児童は職員もしくは事務室までご相談ください。
- (5) 12時00分から12時30分までお昼を食べます。その時間に利用予定のある児童は必ずお弁当と飲み物を持参ください。
- (6) 一時利用の請求金額の決定は、コドモンでの入退室管理を基準に算定します。



オプション一覧表

利用方法	料金		送迎	長期	延長	土曜	備考
通年利用							
1年生～4年生	月額	8,000 円	○	○	○	×	長期 ※1 延長 ※2
5年生～6年生	月額	6,000 円	○	○	○	×	送迎 ※3
土曜利用	月額	4,000 円	×	×	○	○	延長 ※4
十七時利用	月額	6,000 円	○	○	○	×	
一時利用	日額	(最大) 1,500 円	△	×	×	○	送迎 ※5 長期 ※6

※1 長期休業期間については、別途料金がかかります。

※2 延長を利用すると別途料金がかかります。月額の利用については申し込みも必要となります。

※3 送迎については、通年料金に加え送迎利用料も別途がかかります。

※4 延長を利用すると別途料金がかかります。月額の利用については申し込みも必要となります。

※5 一時利用の方も別途日額 300 円で送迎を利用することができます。

ただし、送迎の状況や当日の定員によりお断りすることがあります。

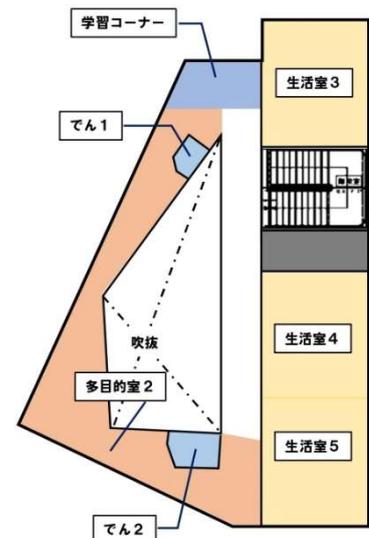
※6 ここでいう長期とは長期休業期間中継続して利用することを指します。スポットでの利用は可能です。

施設案内図

1 階案内図



2 階案内図



コドモンについて

1. CODMON (コドモン) とは

当法人では、保護者の方の利便性や活動の質の向上のためにCODMON（コドモン）を導入しております。コドモンの保護者アプリをダウンロードいただくと、連絡帳や出欠連絡などがアプリ経由で出来るようになるほか、入退室打刻や履歴の確認や児童クラブ側からの連絡も受け取ることが出来ます。

2. 登録方法

児童クラブが発行するコドモンの登録用紙を、利用決定通知書（または初回利用時）に同封し配布します。お受け取りされましたら、登録の手続きをお願いします。

3. 児童クラブで利用できる機能

○連絡

保護者からの施設への欠席・遅刻・お迎え・その他の連絡のやりとりが出来ます。

○お知らせの受信

児童クラブから各種連絡事項をタイムライン形式で確認できます。

○入退室管理

入退室はQRコードを利用して行います。名札に貼るもしくは入れることのできるサイズにする予定です。また、アプリでは入退室時刻の履歴を確認することが出来ます。

○資料室

資料室では、オプション利用の申請書や外出届など必要に応じて確認、ダウンロード出来るようになっています。

○請求情報確認

児童クラブからの請求情報を確認できます。

○連絡帳機能

連絡帳機能を使い、当日の児童の体調などを児童クラブに連絡することが出来ます。

※ 登録・利用時の各携帯電話会社の通常パケット通信料は利用者のご負担となります。

※ アプリは iOS、Android、PC に対応しております。（スマートフォン以外の携帯電話端末はセキュリティ上、対応しておりませんので PC 版をご利用ください）

・Android は Google LLC の商標です。

・iOS は、Cisco の米国およびその他の国における商標または登録商標であり、ライセンスに基づき使用されています。

エンパイについて

1. enpay (エンパイ) とは

enpay (エンパイ) とは、保育園、放課後児童クラブ等に特化した集金・決済サービスです。蛇田地区放課後児童クラブうーるーのオプション利用料の請求及び支払いは、このサービスを利用します。エンパイを利用することで、職員の大幅な業務効率化、また、保護者側では支払いの手続きが便利になります。

2. 登録方法

児童クラブが発行するエンパイの登録用紙を、利用決定通知書（または初回利用時）に同封し配布します。お受け取りされましたら、登録の手続きをお願いします。

3. お支払い方法

エンパイは、LINE を活用したキャッシュレス決済サービスです。請求が LINE に届き、クレジットカードや LINEPay からお支払いいただくことが可能です。（ポイントもたまります。）また、現金でのお支払いを希望される場合は、コンビニ（ローソン・ファミリーマート・ミニストップ・セイコーマート）でもお支払いいただけます。毎月、領収書もお受け取りいただけますので、ご希望の方はお支払い後にご連絡ください。

お支払い方法



※ もし LINE をご家庭内でご利用されていない場合には、請求書をお渡しします。請求書に記載の QRコードや PC の URL から同じくクレジットカード払いやコンビニ払いがご利用いただけます。LINE をご利用されていない方は事前に事務室までお申し出ください。

※ LINE を活用した決済サービスですが、保護者の皆様の LINE アカウント（ID やアイコン等）は児童クラブ側や運営会社（株式会社エンパイ）側では一切把握出来ませんので安心してご利用ください。

※ エンパイに関する情報は
右記のサービス公式サイトよりご確認ください。



<https://enpay.co.jp/top/>

アクセス



お問い合わせ

特定非営利活動法人 乳幼児保育園ミルク
放課後児童健全育成事業部

蛇田地区放課後児童クラブうーるー

〒986-0861

宮城県石巻市蛇田字新丸井戸28-1

TEL 0225-98-5631 FAX 0225-98-8561

蛇田地区第一放課後児童クラブ

TEL 0225-23-8253

蛇田地区第二放課後児童クラブ

TEL 0225-22-8575

法人本部

〒986-0860

宮城県のぞみ野2丁目1番地5

TEL 0025-96-5178 FAX 0225-98-5179

